

(別紙1)

区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 自宅通学とは、学生が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態をいう。(生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅扱いになります。)

(注2) 自宅外通学とは、学生が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいう。「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには下表ア～オのいずれかに該当している必要があります。また、進学後の手続きにおいて、「自宅外通学」を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。

- ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

(注3) 生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している者及び児童養護施設等(※)から通学している者は、上表のカッコ内の金額を適用する。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注4) 通信教育課程は、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学の別に関らず、(第Ⅰ区分)51,000円、(第Ⅱ区分)34,000円、(第Ⅲ区分)17,000円が年1回支給される。

(注5) 高等専門学校における月額は、上表の5～7割程度となります。詳細はJASSOホームページで確認してください。

(注6) 独立行政法人・地方行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(注7) 「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、学生が以下のいずれかの国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給が0円となります。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。